

清水町省エネ住宅設備導入奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー等を導入し、省エネルギーの取組を進めようとする者に対して町がその経費の一部について予算の範囲内で奨励金を交付することにより、その普及促進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 清水町省エネ住宅設備導入奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 対象となる設備を導入する既存住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者
- (3) 町による道の「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金」交付要綱第7条の規定に基づく予約が完了した者
- (4) 町税を滞納していない者（同居の家族を含む。）
- (5) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていない者

(交付対象設備及び設備の要件等並びに交付金額)

第3条 この要綱における交付対象設備及び設備の要件等は、別表1のとおりとする。

- 2 この要綱における奨励金の額は、太陽光発電設備と定置用蓄電池設備を同時に導入する場合における、補助対象経費（消費税を含まない。）に1/5を乗じて得た額とし、30万円を上限に予算の範囲内で交付する。
- 3 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、清水町省エネ住宅設備導入奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象となる住宅の登記事項証明書の写し若しくは課税台帳の写し等所有者が明らかとなる書類
- (2) 住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況等調査承諾書（様式第1号別紙）
- (3) 太陽光発電・定置用蓄電池導入に係わる見積書（内訳明細書含む。）の写し
- (4) 太陽光発電・定置用蓄電池の設備要件を確認できるもの（製品カタログ等）
- (5) 設置予定場所の写真
- (6) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請書類等の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金交付の適否を決定したときは、清水町奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

- 2 前項により交付決定を受けた年度の末日を経過しても設置が終了しない場合にあつては、交付決定を取り消すものとする。ただし、町長が遅延理由を認めたときは、この限りでない。
- 3 奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(完了の届出及び調査)

第6条 交付決定者は、交付事業が完了したときは速やかに、清水町省エネ住宅設備導入奨励金交付事業完了報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真（交付事業の設置後の状況を撮影したもの）
 - (2) 太陽光発電・定置用蓄電池設備導入に係わる請求書、領収証（内訳明細書含む。）の写し
 - (3) 太陽光発電・定置用蓄電池の設備要件を確認できるもの（保証書等の写し）
 - (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長が必要と認めるときは、設備導入の状況について調査を行うことができる。

(交付額の確定及び交付)

第7条 町長は、前条第1項に規定する報告書の提出を受けた場合、報告書等の書類の審査を行い、その補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、清水町省エネ住宅設備導入奨励金交付額確定通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

- 2 町長は前項による通知後、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励金の交付決定を取り消し、又は奨励金を既に交付している場合は、期限を定めて交付決定者に奨励金の返還を命ずるものとする。

- (1) 奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定又は奨励金の交付を受けたとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、清水町省エネ住宅設備導入奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1

補助対象設備	対象設備の要件等
太陽光発電	<p>(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽電池モジュールの合計出力が10KW未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。</p> <p>(2)補助対象経費 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p>
定置用蓄電池	<p>(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 イ 蓄電容量が17.76kWh未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。</p> <p>(2)補助対象経費 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p>